

日本国際文化教育学院東京校

学院規則

第一章 総則

(目的)

第1条 本学院は、外国人に質の高い日本語教育及び基礎科目の指導を通じて日本の大学、専門学校等で専門知識の習得を可能にする学力を養い、日本社会にも役立つ教養ある人材を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本学院は、日本国際文化教育学院東京校という。

(位置)

第3条 本学院は東京都台東区浅草三丁目28番5号に置く。

第二章 コース・修業期間・収容定員及び休業日

(コース・修業期間・収容定員)

第4条 本学院のコース、修業期間、収容定員及びクラスは次の表のとおりとする。

2部制	コース名	修業時間	収容定員	クラス数	入学時期
第1部	進学2年コース	2年	59	3	4月
	進学1.9年コース	1年9カ月	18	1	7月
	進学1.6年コース	1年6カ月	36	2	10月
	小計		113	6	
第2部	進学2年コース	2年	54	3	4月
	進学1.9年コース	1年9カ月	18	1	7月
	進学1.6年コース	1年6カ月	40	2	10月
	小計		112	6	
合計			225	12	

(始期・終期等)

第5条 本学院の2年コースは4月から始まり、翌々年の3月に終わり、1.9年コースは7月から始まり、翌々年の3月に終わり、1.6年コースは10月から始まり、翌々年の3月に終わる。

2 前項の期間を4つの学期に分ける。

- (1) 第1学期 同年4月1日～9月30日
- (2) 第2学期 同年10月1日～翌年3月31日
- (3) 第3学期 翌年4月1日～9月30日
- (4) 第4学期 翌年10月1日～翌々年3月15日

2年コースは4学期で、1.6年コースは3学期になる。1.9年コースは第1学期の途中(7月)から開始し、3.5学期となる。

(休業日)

第6条 本学院の休業日は次のとおりとする。

- (1) 土曜日
- (2) 日曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
- (4) 夏季休業(7月24日～8月15日)
- (5) 冬季休業(12月19日～翌年1月11日)
- (6) 春季休業(3月26日～4月3日)
- (7) 秋季休業(9月29日～10月6日)

ただし、(4)、(5)、(6)、(7)の休業日は毎年の年末で、授業の進行状況によって調整する。

- 2 教育上必要であり、かつ、やむをえない事情があると学院長が認めるときは、前項の規定にかかわらず休業日に授業を行うことができる。
- 3 非常災害その他の急迫した事情があると学院長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

(授業の終始時刻及び授業日数)

第7条 授業の終始時刻は、学院長が定める。

2 年間授業日数について、195日以上または780学習時間(コマ)以上に保持するように努めなければならない。

第三章 教育課程・授業時数・学習評価及び教職員組織

(教育課程)

第8条 本学院の各コース別の教育課程及び授業時数は次のとおりとする。ただし、ここにいう授業時数の1単位時間は45分とする。

- (1) 2年コース
- (2) 1年9ヵ月コース
- (3) 1年6ヵ月コース

(授業時数)

2年課程 (1年目 1週20コマ×39週 780コマ)		
入門	4週	80コマ
初級1	8週	160コマ
初級2	8週	160コマ
初中級	11週	220コマ
中級1	8週	160コマ
2年課程 (2年目 1週20コマ×39週 780コマ)		
中級2	9週	180コマ
中上級	20週	400コマ
上級	10週	200コマ
1年9ヵ月課程 (1年目 1週20コマ×39週 780コマ)		
初級2	8週	160コマ
初中級	11週	220コマ
中級1	10週	200コマ
中級2	10週	200コマ
1年9ヵ月課程 (2年目 1週20コマ×29週 580コマ)		
中上級	20週	400コマ
上級	9週	180コマ

1年6ヵ月課程（1年目 1週20コマ×39週 780コマ）		
初中級	11週	220コマ
中級1	8週	160コマ
中級2	9週	180コマ
中上級①	11週	220コマ
1年6ヵ月課程（2年目 1週20コマ×19週 380コマ）		
中上級②	9週	180コマ
上級	10週	200コマ

（学習の評価）

第9条 学習の評価は、本学院の試験成績、授業態度、出席状況などを総合して決定し、各コースにおいて、A（100点～90点）B（89点～70点）C（69点～40点）D（39点以下）という4段階で評価する。

（教職員組織）

第10条 本学院に次の教職員を置く。

- （1）学院長 1名
 - （2）副学院長 1名
 - （3）主任教員 1名
 - （4）教員 14名（うち本務6人以上）
 - （5）生活指導担当者 4名（本務4名、兼務0名）
 - （6）事務職員 5名
- 2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。
 - 3 学院長は校務全般をつかさどり、所属教職員を監督する。
 - 4 副学院長は学院長を補佐し、学院長不在時の代行をする。

第四章 入学・休学・退学・修了及び賞罰等

（入学資格）

第11条 本学院への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- （1）12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者
- （2）年齢が18歳以上の者
- （3）正当な手続によって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者

(4) 信頼のおける保証人を有する者

(入学時期)

第12条 本学院への入学は、年3回とし、その時期は、4月と7月及び10月とする。

(入学手続)

第13条 本学院への入学手続は次のとおりとする。

- (1) 本学院の定める入学願書などの書類に必要な事項を記入し、入学検定料を添えて指定日までに出願する。
- (2) 出願者について、選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 入学許可された者は、入学通知書の指定どおりに費用を添えて、入学の手続をしなければならない。

(休学・復学・転学)

- 第14条** 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、30日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学期間を記載した休学届に、診断書その他必要な書類を添えて申請し、学院長の許可を受けなければならない。ただし、休学期間は最大3ヵ月とする。
- 2 休学した者が復学しようとする場合は、学院長にその旨を届け出て、許可を得て復学することができる。
 - 3 学院長は、やむを得ない理由により転学を願い出た者について、相当と認めるときは、これを許可することができる。

(退学)

第15条 退学しようとする者は、その事由を記し、学院長の許可を受けなければならない。

(公欠)

第16条 公欠（出席扱い）とは、自己の意思に寄らない授業参加不能や本学院に認められた活動を理由に授業に出られない場合を指す。本学院が認める公欠事由は以下の通りになる。

- (1) 三親等以内の親族が結婚・死亡等の儀式に参加する場合（原則1週間以内）
- (2) 疾病等で学校からの治療勧告に基づいて病院に通院する場合
- (3) 伝染病にかかって休む場合
- (4) 国の大学卒業の際の論文答弁等の場合（原則1週間以内）
- (5) 進学や就職などの試験や手続きに行く場合
- (6) 臨時休校の場合

- (7) 天災等によって当校不能の場合
- (8) 鉄道、バス等の公共交通機関の遅延または運休（20分以上）
- (9) その他、学院長の判断でこれに当たる場合

（修了の認定）

第17条 学院長は、教育課程で定められた各科目について第9条に定める学習評価を行い、一定の評価を受けた生徒に対して当該科目の修了を認定する。

2 学院長は、本校の所定の課程を修了し、校内修了試験に合格し、出席率80%以上の者に対し、修了証書を授与する。

（褒賞及び推薦）

第18条 学院長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

2 進学の際に、推薦制度がある。

3 上記2項について、学院長が別にその基準を細則に定める。

（懲戒処分）

第19条 生徒が、この学則その他本学院の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があった場合、学院長は、当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。

2 懲戒処分の種類は、訓告、退学勧告及び除籍の3種とする。

3 書面又は口頭にて訓告した後に改善が見られない場合、前項の退学勧告及び除籍について、次の各号のいずれに該当する生徒に対してのみ行うものとする。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなく出席常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

(5) 刑事犯罪により、懲役または禁錮刑1年以上の刑に処せられた者（執行猶予も含む）

(6) 出入国管理及び難民認定法に違反し、在留資格取り消し又は退去強制の対象になる者。

4 訓告、退学勧告及び除籍について、該当する生徒から不服がある場合、書面にて不服申立書を学院長に提出することができる。理由があると認められる場合、それらの処分を撤回しなければならない。

第五章 生徒納付金

(生徒納付金)

第20条 本学院の生徒納付金は次のとおりとする。

- (1) 入学検定料 0円 初年度
- (2) 入学金 30,000円 初年度
- (3) 授業料 720,000円 (課外活動費含む)
- (4) 施設費 30,000円
- (5) 教材費 30,000円
- (6) 健康診断料 実費

別途、上記金額に消費税を加算する。

(納入)

第21条 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず授業料を所定どおりに納入しなければならない。

- 2 特別の事由がある場合、第1項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を免除することができる。

(滞納)

第22条 生徒が、正当な理由なく、かつ、所定の手続を行わずに、授業料を2ヵ月以上滞納し、その後においても納入の見込みのない場合には、学院長は当該学生に対して退学を命ずることができる。

(生徒納付金の返還)

第23条 入学した学生に対して、特別の事情がある場合、別に定めるところによって返還する。

第六章 雑則

(寄宿舎)

第24条 寄宿舎に関する事項は、学院長が別に定める。

(健康診断)

第25条 健康診断は毎年一回受けることとする。日常健康管理についても生活指導の業務として生活指導員は責任をもって行う。

(細則)

第26条 この学則の施行についての細則は、学院長が別に定める。

附則

この規則は令和9年4月1日から施行する。